## 広島大学体育会剣道部部則

- 第1条 本剣道部は広島大学体育会剣道部と称する。
- 第2条 本剣道部は東広島市鏡山一丁目七番一号 広島大学に本部を置く。
- 第3条 本剣道部は剣道を通じ学生相互の親睦融和を図るとともに、剣道の本分を研究し、 以って心身を鍛錬することを目的とする。
- 第4条 本剣道部は左記の者を以って組織する。
  - 一、部員

入部せる本学学生

- 二、賛助部員
  - イ、部長
  - 口、師範
  - ハ、監督
  - 二、顧問
  - ホ、卒業生
  - へ、その会により承認せる者。
- 第5条 本剣道部は広島大学体育会に属する。
- 第6条 本剣道部は全日本剣道連盟、全日本学生剣道連盟、中四国学生剣道連盟、広島県学生剣道連盟に属する。
- 第7条 本剣道部は部則を守り、第三条の目的を達成するための部の活動を行うものとする。
- 第8条 本剣道部は左の権利義務を持つものとする。
  - 一、本剣道部で予約、申請し、承認された諸施設を利用することができる。
  - 二、本剣道部が出場または参加する大会、審査、研究会、講習会、講演会に出場または 参加できる。
  - 三、部員は、別に定めるところに従って、部費を、本剣道部に納付しなければならない。
  - 四、本剣道部の卒業生は別に定めるところに従って、毎年一定の会費を広島大学体育会 剣道部剣魂会(以下剣魂会)に納付しなければならない。
- 第9条 部員に対しては本剣道部から竹刀袋、道場名札を交付する。
- 第10条 本剣道部は第三条の目的を達成するために次の機関を置く。
  - 一、総会一、部会
  - 一、役員会
- 第11条 総会は役員、一般部員、及び剣魂会役員をもって構成する最高議決機関である。
- 第12条 総会は次の場合にこれを開催し部長がこれを招集する。
  - 一、毎年一回春期
  - 一、構成員の過半数が開催の要求を行った場合。

- 一、役員会が必要と認めた場合。
- 第13条 総会の定足数は構成員の半数(委任状を含む)以上とし議決は出席者の過半数をもってとする。ただし委任状の役票権はなく可否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 第14条 総会の議決権は構成員一名一票とする。
- 第15条 総会の議長、副議長は出席者の選出によりこれを決定する。
- 第16条 総会においては次の事項を行う。
  - 一、行事予定及び会計報告
  - 一、顧問、師範の推薦
  - 一、本部則の改正
  - 一、その他必要事項の審議決定
- 第17条 部会は部員のみをもって構成する総会に次ぐ議決機関である。
- 第18条 部会は部員の同意のもとに主将がこれを招集する。
- 第19条 部会は在籍部員の三分の一(委任状を含まず)以上の出席によって成立し、議決は出 席者の過半数をもってとする。
- 第20条 可否同数の場合は議長である主将がこれを決定する。
- 第21条 部会は次のことを行う。
  - 一、諸大会の反省
  - 一、部の運営に関する協議
  - 一、その他の報告
- 第22条 役員会は左の役員をもって構成する部の最高執行機関であって、本剣道部運営 の基本方針を協議遂行する。
- 第23条 役員会はその運営に関し、連帯して総会及び部会に対してその責任を負う。
- 第24条 本剣道部は左の役員を置く。
  - 一、部長 一名
  - 一、監督 一名
  - 一、師範 一名
  - 一、顧問 若干名
  - 一、主将 一名
  - 一、副将 一名
  - 一、主務 一名
  - 一、次期主将 一名
  - 一、会計担当者 一名
  - 一、次期主務 一名
- 第25条 第二十四条の役員は前年度の役員が部会に諮ってこれを委嘱する顧問、師範は 第十六条による。部長は広島大学教官、職員に限る。

- 第26条 本剣道部の学生役員の任務は左の通りとする。
  - 一、主将は本剣道部を代表し統率する。
  - 二、副将は主将を補佐し主将に事故ある間はその任務を代行する。
  - 三、主務は主将、副将を補佐し本剣道部の事務を司り事業の執行状況を監査する。
  - 四、次期主将は、主将、副将を補佐する。
  - 五、会計担当者は本剣道部の会計を司り会計報告の義務を負う。又、備品整理に 当たる。

六、次期主務は、主務を補佐する。

- 第27条 第二十六条の内の学生役員の任期は一年とする。ただし、役員の交代は十一月 の第三週とし、ただちにその引継ぎを行うものとする。
- 第28条 役員の辞任は正当な理由ある場合に限り部会においてこれを承認する。
- 第29条 第二十八条により欠員が生じた場合は直ちに役員会が部会に諮りこれを委嘱 する。右により委嘱された役員の任期は前任者の残余期間とする。
- 第30条 役員の罷免は部会において在籍部員の三分の二以上の同意がある場合にこれ を行う事ができる。それにより欠員が生じた場合第二十九条に準じる。
- 第31条 本剣道部は第三条の目的遂行のため左の行事及び事業を行う。
  - 一、各種剣道大会の主催及び参加
  - 一、部誌の発行
  - 一、稽古、合宿、強化練習
  - 一、本剣道部の活動の記録及びその保存
  - 一、剣道に対する調査、研究、指導等の行事に参加
  - 一、その他の本剣道部の目的達成に必要と認める事項
- 第32条 本剣道部に入部を希望するものは、所定の用紙に必要事項を記入する。
- 第33条 本剣道部を退部する際はその旨を主将、副将、主務に伝え、役員会の承認を受けることを要す。
- 第34条 本剣道部員で剣道部員としての責任を全うせず部の秩序を乱し本剣道部の目 的に反する行為ありと役員会で認めた場合はその決定に応じ主将はこれを懲 戒に処することができる。
- 第35条 第三十三条、第三十四条による退部の場合は第九条による竹刀袋、道場名札を 返還しなければならない。
- 第36条 本剣道部に関する段位はすべて全日本剣道連盟において関与されたものをもってとする。
- 第37条 本剣道部の経費は左の収入をもってこれに当てる。
  - 一、剣魂会費及び体育会の予算分配金及び学校当局の補助金。
  - 一、部費、入部金、寄付金、その他

- 第38条 部費は必要に応じて徴収する。尚、部費は会計担当者が決定し、徴収するものとする。
- 第39条 本剣道部卒業生は剣魂会に入会し、賛助部員となり剣魂会費を納入するものとする。
- 第40条 本剣道部の会計年度は一月一日より翌年十二月三十一日とする。
- 第41条 会計報告は毎年一回総会においてこれを行う。
- 第42条 会計監査は主将、副将、主務がこれを兼任する。
- 第43条 卒業時に本剣道部に籍を置いているものは卒業と同時に剣魂会に入会し後輩 の育成指導に参与するものとする。また、剣魂会員は別途広島大学体育会剣道 部剣魂会規約に従って、活動する。
- 第44条 卒業生は次の事項を剣魂会に通知しなければならない。
  - 一、現住所
  - 一、その他必要事項
- 第45条 本剣道部則施行上必要な規則は役員会に諮ってこれを定める。
  - 一、本部則の改正を必要とする時は総会における三分の二以上の決議により改正 されるものとする。
  - 一、本部則は昭和三十八年四月一日よりこれを実施する。
  - 一、本部則は平成二十三年一月八日に一部改正、施行されることとする。